西魏計帳戸籍における課と税の意義（上）

西村元佑

目次

一　緒言
二　西魏計帳戸籍の劉文成戸における課戸と不課口
三　西魏以前における賦役用語としての課
四　課以外の一般賦役用語（租賦・租調と賦役・賦税）（以下次號）
五　西魏計帳戸籍の課・不課および税の意味
六　結語

一　諸言

さきに山本達郎博士の發表されたスタイン第六一三號文書は、西魏大統一三年の計帳または戸籍と考えられている。その様式は唐代戸籍とかなりちがっており、ことに、一戸の構成員がすべて不課口でありながら、全般としては課戸と標記されている點などは、唐令または唐代戸籍の原則によっては、説明のできない不可解なものである。これを一體どう解釋すればよいのか。この點について何とか解決點を見出だそうと試みたものが小論である。今回わたくしは、本文書が北朝時代のものであるため、問題解決のためには、出來るだけ隋・唐の知識をさけ、西魏以前の賦役用語をたどって、それと「課」との關係を考え、西魏以前の課の意味が、西魏計帳戸籍においてどのように結果しているかをあきらかにしようとつとめた。これは問題を純粋かつ卒直に解決するために、どうしても通らねばならない道だからである。また本文書には課の問題のみならず、唐代戸籍にはみえない税租の記載があり、これについても西魏以前の資料のなかから、その意味をさぐることに努力した。學界諸賢の御教正を期待してやまない。

二　西魏計帳戸籍の劉文成戸における課戸と不課口

論をすすめるにあたって最初にことわっておかねばならないのは、この文書にはA・B二種の記載様式のものがふくまれ[1]、A種文書は戸口の具體的記事であるに對し、B種文書はその集計記事で、A・B兩種はともに同一の法律的規定に卽して書かれ、またA・B兩種はともに同一の戸口集團を對象として書かれたものであるから、兩者は相互に相關連するものだということである[2]。わたくしはこの文書のA・B兩種記事を、以上の前提にたって解釋することから出發したので、もしこの前提が間違っておれば、本稿の論旨は振出しにもどって考えなおさねばならないことになる。しかし山本博士の研究成果によってみても、この前提を否定すべき理由は存在しないし、わたくしが再考した結果においてもこの點では、やはり山本博士と同一の結論に到達せざるを得なかったので、以下この文書の記事については、右の前提にたって考察を進めることにする。したがって、これから直接問題の對象としてとりあげる、A種文書の劉文成戸の記事においても、これは當然B種文書の記事とも相互に關連するものとの前提のもとに、考察をすすめてゆくことにする。

では問題に移ろう。A種文書の初頭部にみえる劉文成戸の記事は次頁に掲げたとおりである。

これによると當戸の成員は七人で、そのすべてが「凡口七不課」とあるようにすべて不課口であるが、當戸全體としては「課戸上」となっている。唐戸令（唐令拾遺二二三頁）によれば、

諸戸主。皆以二家長一爲レ之。戸内有二課口一者。爲二課戸一。無二課口一者。爲二不課戸一。

とあって、戸内の全口が不課口である場合は、その戸は當然不課戸である。事實、唐令によって作製されている現存の唐代戸籍殘卷には、不課口のみの戸はすべて不課戸となっており、本文書のような事例は存在しない。では右の文書はどのような原則に據っているのであろうか。不幸にしてこの問題に答えてくれる令式の資料に惠まれない現在、われわれはこの解答をこの文書のなかに求めるほかに方法がない。この場合、幸なことにB種文書を補助的に使用することができるから、兩文書のなかから問題の解答をさぐることにする。

A文書の劉文成は蘆寇將軍、その妻は臺資妻であるか

戶劉文成　己丑生　年參拾究　瀛寇將軍　課戶上
妻任舍女　甲午生　年參拾肆　臺資妻
息男子可　乙卯生　年拾參　中男
息男子義　丁巳生　年拾壹　中男
息女黃口?　水亥生　年仵　小女　凡口七不課
息男子淡　辛酉生　年柒　小男
息男黃口　甲子生　年肆　小男

口五不稅?
口四男
口二中年十三已下
口二小年七已下
口一小女年五
口二臺資撞?稅?令課
一丁男
一丁妻

計布一匹
計麻二斤
計租四石
二石五升輸租
一石五升折輸草三圍

計受田口二
一丁男
一丁妻

應受田六十六畝
十五畝麻
卅六畝已受
廿畝正
一畝薗　二分未足
卅畝未受

一段十畝麻　舍西二步　東至舍　西北至渠　南至白醜奴
一段廿畝正　舍東二步　東至侯老生　西至舍　南北至渠

右?件?二?段?
戶主文成
分?　麻?　正?　足?

一段五畝麻
（　四　至　）
右件一段妻舍女分
麻足正未受
一段一畝居住薗宅(s)

ら、これはB文書の用語にしたがえば「臺資丁床」と呼ばれるものにあたる。臺資丁床（一丁男・一丁妻）の税租負擔額は一石であるが、劉文成戸の租負擔額は、一丁男・一丁妻で計租四石であり、[4] これはあきらかに、課戸上の負擔額に該當する。[5] 當戸が「課戸上」と記入されているのは、このためであることはいうまでもない。

では税租を納入すべきものが、何故一般課戸なみの租を負擔したのであろうか。これにはなにか特別の理由があると考えなければならない。そこで右の經過を劉文成戸の記事のなかからひろってみると、

(1) 凡口七不課（劉文成夫妻をもふくむ）
(2) 口二（劉文成夫妻）臺資搉税令課
(3) 課戸上

という關係をひろいあげることができる。すなわち、本來不課口なるものが課戸となったという事情は、本文書中に「搉税令課」という文言でしめされているのである。では これは如何なる意味なのか。寫眞でみると、この文言のうちとくに「搉」の字は墨がにじんでわかり難く、搉とも讀めるが、措とも、摧ともみえる。搉なれば「おしはかって」の意であり、措なれば「さしおいて」、摧なれば「やめて」の意となる。しかしいづれにしても意味は通ずる。搉なれば、税をとるかわりに課をおしはかって割當てることと解釋できるし、措・摧なれば税をやめて課を割當てることと解され、いづれにしても本來なれば税すべきものを、いまの場合はとくに、課を割當てて課戸としたことになる。では不課口を課戸とし、税租を一般の租に變更した特別の事情とは何であるか。この問題に答えるためには、臺資とは何であるかを明確にしておく必要がある。

B文書の役の集計記事をみると、

都合課丁男参拾柒人
五人雑任役
一人鵶陟
二人防閤
二人虞侯
参拾兩人定見?
六丁兵卅人
乘? 二人[6]

とあり、役は男子のみに課せられるから、「都合課丁男參拾柒人」の内譯が、五人の雜任役と、三二人の定見とにわかれている。ところで、右の役の集計記事と相關關係におかれている賦税の集計記事をみると、

口仟拾捌課見輸
口五十三舊
口五新

口卅二男
口卅一舊
口一新
口六上
口十六中
口十下
下也?明?
下

口兩拾仟妻妾
口廿二舊
口三新
口三上
口十三中
口九下
口一賤婢新
牛陸頭

四頭受田課
二頭未受田不課
都合調布參拾參匹參丈捌尺

五匹臺資
四匹二丈上
十四匹二丈中
九匹二丈下
卌?三匹二丈良
一丈賤
八尺牛
都合麻陸拾柒斤捌兩

十斤臺資
九斤上
廿九斤中
十九斤下
六十七斤良
八兩賤
都合祖捌拾捌斯參斯
仟拾斯參斯輸祖

十石七升五升上
廿九石中
九石五升下
卌九石二升五升良

四　升　五　升　賤
六　升　牛
參拾捌石折輸草柒拾陸圍
六石七升五升折輸草十三圍半上
廿一石七升五升折輸草卅三圍半中
九石五升折輸草十九圍下
都合税祖兩拾肆跡跡
拾陸石仵所輸祖
九石五升上 | 四石五升不課戸上税
五石臺資口計丁床税
六　石　中
一石不課戸下税祖
柒跡仵所折輸草拾仵圍
三石折輸草六圍上
四石五升折輸草九圍中(7)

となっており、役の定見三二人は賦税の課見輸（上中下それぞれの租調負擔者。）の男口三二人と相對應し、役の雜任役五人は臺資の五丁床（税租五石、布五匹、麻一〇斤は五丁床の納入すべきものと考定される。）と相對應する。(8) すなわち、本文書の税役の集計記事を對照した結果では、臺資男口五人は雜任役の五人にあたる。

さてここで注意しておかねばならないことは、B文書の役の集計記事における臺資とは、いづれも雜任役の負擔者のみであるから、臺資がもし雜任役に就かない場合は、別の事情が生ずるということである。すなわち臺資は雜任役(9)に就任した場合にかぎって、臺資丁床税の納入が認められるということである。だから、納税上の特別取扱の有無は、臺資の資格の有無よりも、さらに第一義的には雜任役の有無によって決定されるのである。劉文成は、臺資であり、したがって雜任役に就くべきものであるが、(10) 雜任役についていないため、現實には課戸とされていると解釋される。

ところがそうなると、當然つぎの問題がおこってくる。すなわち劉文成は、租調では課見輸の三二人の男口のなかに數えられるとするほかには考えようがない（だからこそ課戸上となっているのである）から、役の記事ではどうしても、三二人の役の定見のなかに算えられねばならないことになる。とすれば、劉文成が如何なる役に就いたかとい

うことである。

ところでB文書の役の集計記事では、三二人の役の定見の内譯が、三〇人の六丁兵と、二人の乘とに分類されている。そしてここまで問題をつきつめてくると、わたくしは劉文成が役の定見中では「二人乘」のなかに數えられていると考えざるを得ないのである。その理由は、劉文成がただの庶民ではなく、蠭寇將軍であり、臺資だからである。

では蠭寇將軍とは何か。魏書一一三・官氏志によると、太和一六年の制では、正七品下階の官であり、同二三年の制では、從七品上階となって、前後の間に一階の差があるが、しかし要するに七品の官である。蠭寇將軍の事例を魏書のなかからひろってみると、延昌四年に、盪寇將軍龍祥が新曆をたてまつったとあり、[11] 正光年間には、許亮が盪寇將軍から冀州驃騎長史に遷っており、[12] 梁昕は孝昌初年、行臺參軍から盪寇將軍となっている。[13] また李冀は盪寇將軍から、のちに尚書令にのぼり、[14] 邢昕は盪寇將軍から起家して、のち起居注をつかさどり、魏の宮廷間で學者として重んぜられている。[15]

これらの事例をみると、魏の太和前後令における盪寇將軍の地位は、魏末まで變らなかったとみられる。降って西魏になると、恭帝三年（五五六）施行の六官において、蠭寇將軍は三命の官となっている。[16] これは從七品に當るから、北魏の時代と同位であり、この官制は後周にも繼承されている。魏・周を通じて七品ないし三命の官といえば、下縣令と同等あるいはそれ以上であるから、その點では立派なものである。また本文書に近接した盪寇將軍の事例をしめすと、令狐整が瓜州刺史・東陽王元榮に辟せられて州主簿となり、盪寇將軍を加えられている。[17] これは大統末年にかれの父、令狐虬が死んでからのちのことであるから、本文書の成立年代である大統一三年よりものちのことである。以上の諸事例に徵してみても、盪寇將軍は一般庶民とは格段の差異のある地位であったことがわかる。

しかし將軍號は、もとより實官ではないから、七品官といっても、これは相當割引して考える必要がある。魏の出帝の大昌二年（五三三）五月乙巳の詔に、[18]

大夫之職。位秩貴顯。員外之官。亦爲レ匪レ賤。而下及ニ胥吏一。帶領非レ一。高卑渾雜。有レ損ニ彝章一。自レ今以後。京官樂レ爲ニ稱事小職一者。直加ニ散號將軍一。願レ罷ニ卑官一者。

聽レ爲ニ大夫及員外之職。不レ宜ニ仍レ前散實參領。其中旨特加者。不レ在ニ此例一。

とあって、卑位の實職が、高位の散官を帶領し、高卑渾雜していた事實を指摘しており、散官將軍號のごときは、胥吏も帶領したのである。[19] したがって劉文成が、蠶寇將軍で臺資であったとしても、これを七品の實官と同等にみなすことはできない。おそらく劉文成は蠶寇將軍という七品の官を、散官將軍號として帶領したのであろう。前掲した魏の出帝大昌二年（五三三）の記事には「散號將軍」とあるが、降って隋書二八・百官志下には、散號將軍官として四三の將軍號があげてあり、これらはいづれも六品以下、九品の間のものばかりで、汎授にそなえるために設けたとのべてあり、蠶寇將軍はそのなかにあって從八品下階になっているから、本文書の成立年代である大統一三年（五四七）は、このような散號將軍官の汎授されはじめた時期にあたると思われる。しかしいずれにしても、七品の散號將軍官をもつ劉文成に、一般の兵役力役の負擔があったとは考えられないから、B文書の集計記事においては「參拾兩人定見」のなかの「乘二人」にはいっているものとみてよい。そこで上述したところを整理すると、

(1)臺資は一般の徭役には徵發されないが、雜任という任務には付くべきものであることがB文書から考えられる。[20] しかし雜任には定員があるか、またなにかほかの事情かで、就任しないこともあったことは、劉文成の事例がこれをしめしている。

(2)そして臺資が雜任につく時は稅租を納めるが、雜任をはなれた時は、一般課戶なみの租を納入する。

の二箇條となる。ところで右の(2)の場合であるが、雜任について稅租を納入する場合は、B文書にはっきりと記載されていることであるが、雜任につかない時に課戶の租を納入することは、前掲したA文書の劉文成戶の記事だけにあらわれたものである。そしてこの場合をもうすこし立入って分析してみると、臺資が雜任に就かない時は、一般課戶なみの租を納入するから租調負擔においては庶民と同等であるが、しかし庶民と比較すると、役が免除されていると考えられるから、庶民よりは一段と優遇されていることになる。[21] これを劉文成の場合に局限して考えると、かれが臺資として雜任役に就けば、丁床で一石の稅租を納入

するが、雑任に就かない時は四石の租を納入するのである。この場合、税租と租の差額である三石は、雑任役不就任の代償として支拂っているものと解釋される。すなわち劉文成の場合、本來不課口のものが、課戸となった理由として記入された「推税令課」とは、税租を納めるべきものが、これを納めない事態を生じたために、税租に代えて課を納入せしめられることになったことをしめす文言なのである。

しかしこのように解した場合、劉文成が不課口であるということは、不役口であるということと、税口であるということとの二つの意味をもつ。すなわち身分的に徭役を免除されていうという点と、本來雑任役という特定の役について税租という特別の租を納めるべきものであるという点との二つが考えられる。劉文成はその兩者の意味をあわせもっている。しかしそれはいずれであろうとも、この劉文成が他面、課戸とされていることは、役負擔の有無に關係なく、當戸が布・麻・租の納入額において、課戸なみの負擔をしている点において現實に課戸なのであるから、課には租調だけの意味をもつことがあるとせなければならない。

唐代の戸籍では、税役の全額を負擔する課戸を課戸見輸といい、一部免除の場合を課戸見不輸と記載しているが、本文書では、課戸見輸の用語はあっても、課戸見不輸の場合に、どう記載したかは不明である。ことに劉文成の場合は、もし唐代戸籍の概念をあてはめれば、不課戸・課見輸とでも記入すべきケースなのであり、唐代戸籍にこのような事例は全然見當らないから、この点はどうしても一つの問題として殘される。[四] いずれにしても、西魏の計帳戸籍には、唐代戸籍の概念では解決できない部分があり、したがって本文書の用語や原理を解くためには一應、唐代の知識をさけ、西魏以前の資料で行けるところまで行き、その結果にもとづいて、あらためて本文書における課口・課戸等の意味を考えなおしてみる必要があろう。そこで順序として、本文書に直接影響をもつと考えられる魏書のなかから、課および税役の一般用語をひろって檢討し、それからさらにその源流をたづね、これらの用語が、その終結点たる本文書において、どのように結果しているかを考えてみることとしよう。

三　西魏以前における賦役用語としての課

課という文字は、賦役用語以外に勸課農桑・課責・考課等の用例があり、勸奬・强制・割當およびその成果の意に使用される。これらの課の全般的な意味についてはのちにふれることとして、まづ賦役用語としての課のみについて考察することからはじめる。そこで順序として、西魏に直接關係のある北魏の用例から檢討し、ついでその他の用例に論及することとしよう。

魏書を通覽したところでは、賦役用語として使用された課には、大體つぎのようなものをあげることができる。すなわち魏書四・世祖紀上、太延元年十二月甲申の詔に、

若有二發調一。縣宰集二鄉邑一。三老計レ貲定レ課。裒レ多益レ寡。九品混通。不レ得二縱レ富督レ貧。避レ彊侵レ弱。

とあり、これは三長制施行以前において、發調の際、鄉三老が管内民戶の財產を評價して課稅額を定めたことをのべたものであるから、この課とは物納課稅のこと、とくにここでは調を意味している。また魏書五三・李沖傳に、三長制施行の可否に關する問答が載っており、そのなかに、

太后曰。立二三長一。則課有二常準一。賦有二恒分一。苞蔭之戶可レ出。僥倖之人可レ止。

とのべてあるが、この場合の課は、そのつぎの賦と句對になっており、課と賦とが同義に使用されているものとみてよい。そして、この場合の課または賦は、均田制の課稅一般を意味しているものとみなければならないから、調と租とを意味するものと考えられる。また魏書一一四・釋老志にのせられた太和一〇年冬の有司の奏言には、

前被レ勅以勒レ籍之初。愚民僥倖。假稱二入道一。以避二輸課一。其無籍僧尼。罷遣レ還レ俗。

とあり、右の輸課はやはり稅物一般のこととすべきであろう。何故なれば、輸課の輸という語は、物貨や稅物の運搬・納入その他、物の授受を意味する語であることは、諸例に徵してもあきらかな事實だからである。[23] つぎに魏書七〇・劉藻傳に、かれが秦州刺史として秦人を統治した事蹟をのべ、

秦人恃レ嶮。率多麤暴。或拒二課輸一。或害二長吏一。

とあり、これは太和一一年以後の事實であるから、[24] 右の課輸は調と租をふくむものと解すべきであろう。また魏書

食貨志によれば、太和一二年、孝文帝が安民の術を羣臣に問うた詔に對して答えた有司の上言に、

又別立農官。取州郡戸十分之一。以爲屯民。（中略）一夫之田。歲責六十斛。甄其正課并征戍雜役。

とあり、右によれば、正課を征戍・雜役とともに列擧しており、この場合の正課が租および調であることは自明である。さらに魏書一一四・釋老志に、軍戸の趙苟子等二〇〇戸を僧祇戸とし、立課積粟せしめていたのを鄉里に歸還せしめ、

課輸儉乏之年。周給貧寡。若有不虞。以擬邊捍。

とある課輸は、さきの積粟をうけたものであるから、主として租を意味するともみられるが、しかしここでは物納課税一般すなわち租調を指しているものと解すべきであろう。

以上によって、魏書にみえる賦役用語としての課は、調または租、ことに均田制施行以後においては租調を意味するものであることがわかる。かくしてさきに、本文書の劉文成が不課口でありながら、布麻の調と租の全額を負擔している點で課戸となっている事實は、上來のべたような課の概念につらなるものであるとみてよい。

つぎに西魏大統元年（梁武帝大同元年）以前の南朝においてはどうであろうか。南朝のことは當面の課題ではないが、その影響も考えられるから、大體のことを通觀すると、宋書九・後廢帝紀、元徽二年五月丁酉の詔に、

其有課非常。調役爲民蠹者。悉皆蠲停。

とあり、この場合の課は役と對照されていて、あきらかに税物の意味である。つぎに南齊書六・明帝紀、建武二年三月戊申の詔に、

南徐州僑舊民丁。多充戎旅。蠲今年三課。

とあり、これは同年十二月丁酉の詔に、

吳晉陵二郡。失稔之鄉。蠲三調有差。

というものや、その他にも三調のことが多く見受けられることから推して、三調のことを三課といったものとみられる。

また梁書二・武帝紀中、天監十七年正月の詔に、民の他境に流徙する者は本に還すべきことをのべ、その場合は「蠲課三年」とし、また本に還ることを願わない者は土籍に著けて民とし、その場合は「准舊課輸」とある。ここ

に掲げられた課・課輸も、税物を意味するものと考えられる。以上によって南朝においてもまた、税物のことを課と稱したことがわかる。

ところで北魏および南朝の宋・齊・梁の制度の源流が、魏晉またはそれ以前にはじまることはいうまでもないが、とくにその税役制度は魏晉のものをうけついでいる。したがって魏晉時代の課および賦役用語の意味をあきらかにすることによって、これが北魏を經て西魏の計帳戸籍にいたるまでの系譜を知ることができる。

わたくしは右において主として魏書のなかから、賦役用語として使用された課の意味についてのべ、あわせて南朝のそれをも概述しておいたが、晉書になるとこのような意味における課の用例はきわめてすくなく、管見ではあるが、晉書三・武帝紀、太康五年（二八四）七月戊申の條に、

任城梁國中山。雨レ雹傷二秋稼一。減二天下戸課三分之一一。

とあり、晉書七〇・劉超傳に、かれが句容の令に補せられた時の縣政の實情をのべて、

推二誠於物一。爲二百姓所レ懷。常年賦税。主者常自四出。結二評百姓家貲一。至レ超（中略）百姓依レ實投レ上。課輸所レ入。有レ踰二常年一。

とある二例をみとめ得るにすぎない。[33] そして右の事例のうち、はじめのものは晉武帝の太康五年（二八四）のものであり、つぎに劉超傳の記事は、東晉元帝の時のもので、これらはいずれも、晉武帝の太康元年（二八〇）、戸調式施行以後の事實である點が注目される。

さかのぼって三國時代になると、賦役用語として課の文字を使用することはなく、さらに漢代においてもまた、皆無である。といっても、ここでことわっておかねばならないことは、いまわたくしがとりあげている賦役用語としての「課」というのは、課の一字だけでそのなかに税または役の意味がふくまれている場合をいうのであって、たとえば後漢書六二・樊宏傳に、

課二役童隷一。

とある場合の課役などは、童隷（奴婢）を使役する意味であり、役という語の意味を修飾するために、强制・割當を意味する課の文字が使用されているのであって、課そのもののなかに、役または税の意味をふくんでいないから、このようなものは賦役用語としての課の用例から除外して

いるのである。

右にのべたところによって、課の文字それ自體のなかに、物納課税の意味をふくむようになるのは、晉武帝の戸調式以後であり、それ以前にはそのような用例がなかったとすれば、課が賦役用語となった根源は戸調式にあるとみることが出來よう。

では戸調式と課との關係はどうなっているかというと、これはいうまでもなく課田・不課田という形であらわれている。課田の課が何を意味するかについては、從來、占田・課田制の諸研究においてたびたびとりあげられたことであり、いろいろの解釋があるようであるが、わたくしはいま、課の原義を理解するために、從來の諸學説とは別に、戸調式以前に使用されている課という語の諸用例を蒐集して、その一般的な意味内容について調査した結果、兩漢・魏晉を通じての課の語義は、つぎの諸義につきることを知った。すなわち、

一、用言として使用された場合は、割當・强制・督勵・評價の意をもつ、

二、體言として使用された場合は、右の動作の施された結果、成績およびその成績に期待される規準、または割當の意味をもっている。

右は兩漢書および三國志・晉書を通じてみた結果をのべたもので、その事例を一々擧示すべきであるが、いまは煩をさけて省略し、いづれ他の機會に詳述することとしたい。ところで戸調式の課田規定についてみると、占田は九品以上の官人と庶民との兩者にわたっているが、課田は庶民のみに適用されるもので、しかも丁中制に應じて課田の面積に差異がある。これは勞働力に應じて、庶民の生産活動に一定の責任を賦課するものとみてよい。そしてこれは以後均田制時代を通じて行なわれる課耕政策につらなるものである。これを當面の課題である西魏時代についてみると、北周書二三・蘇綽傳所載、六條詔書の第三、盡地利の條に、

夫衣食所二以足一者。在二於地利一。盡二地利一。所二以盡一者。由二於勸課有一レ方。主二此敎一者。在二乎牧守令長一而已。（中略）若有下遊手怠惰。早歸晩出。好レ逸惡レ勞。不レ勤二事業一者。則正長牒名。郡縣守令。隨レ時加レ罰。罪レ一勸レ百。此則明宰之敎也。

とあるものは、課耕田農の具體的内容をしめすものであ

る。晉の戸調式にある、

其外丁男課田五十畝。丁女二十畝。次丁男半レ之。女則不レ課。

という簡單な條文も、これを戸調式前後の課の一般的用例や、均田制時代の勸課田農の諸例からかけはなれたものと解することはできない。[31] そこで前述したように、戸調式以後において「戸課」「課輸」など、課の語が物納課税の意味をもつようになったということは、これも課の一般的用例とおなじく、割當・强制等の成果としての意味にほかならず、したがって課耕の結果、課田の成果として納入すべき一定額の税負擔という意味において、調または租を課と呼稱するようになったものと解釋される。この場合、本來は租調・租賦等と呼ばるべきものが、これを收取する方式、すなわち皇帝對庶民の基本的對立の基軸から、課と稱呼されたものなのである。したがって多くの場合課の内容は租・調・賦・租賦等と呼ばれるのが普通であって、このような政治的意味を付加されたあたらしい賦役用語としての課を使用することは、資料の實際に徵したところ、南北朝およびそれ以前においては少なく、ことに晉代においてはきわめて少ない。そこで賦役用語としての課・税と本文書の課見輸・課口・課戸・不課戸等との關係を調べるためには、課の具體的内容であり、また課の用語が成立する以前からひろく使用されている、課以外の一般賦役用語について考察する必要がある。

註

(1) 山本達郎・敦煌發見計帳樣文書殘簡（上）。東洋學報三七の二、一八頁以下。

(2) 同右、二九～三〇頁に、A・B兩種の文書はともに、戸口の構成・税役の割當・田土の給與に關する記事をのせており、これらに關する各種規定の内容や文字の用法は、兩者において頗るよく一致し、文書の記事を詳細に檢討しても、このような一致は細部に亘って現われて來るのであり、A・B兩種の文書は同じ一つの法律的規定に卽して書かれたものとしなければならないこと。およびA・Bの記載内容を通觀したところ、これ等が同じ戸口の集團を對象としたと考えることを不可能にするような記載は見當らないことがのべてある。

(3) 右文書は、山本前揭、補正に據る。

(4) 調の布・麻負擔額は、臺資も一般課口もすべて同額。

(5) 註八の第(二)表參照。

(6) (7) 註三におなじ。

(8) これらの關係については、山本博士がA・B兩文書對照のうえにおいて論じられた。山本・前揭（上）三、記載内容、B、

税役の項。

なお參考のため、臺資口、および課口一丁當の租調負擔額を表示しておこう。

(一) 臺資口一丁當負擔額表

租調の種類	單位	數量
租 税租	斗	五
調 麻布	丈	二
	斤	一

(二) 課戸一丁當、戸等別負擔額表

税種＼戸等	課丁	上	中	下
税 租 全額	男女一丁當	二・〇〇	一・七・五	一・〇・〇
税 租 穀	石斗升	一・二・五	一・〇〇	〇・五・〇
税 租 折租		〇・七・五	〇・七・五	〇・五・〇
調 麻布	丈	二		
調 麻布	斤	一		

(9) 本文書にみえる雑任役は、山本博士の解讀によれば防閤・虞候・瑞市である。なお本文書の雑任役の内容については、曾我部靜雄「兩魏の戸籍と唐の差科簿との關係と課の意味の變遷」（東洋史研究一七の四）六四頁、參照。

(10) 臺資が雑任役に就くかどうかについては、正史等によって知ることはできない。まづ臺資が何であるかということが問題になるが、これは唐代戸籍の「職資」に當るものと思われる。曾我部靜雄博士（東方學第一一輯・六九頁の註三）によれば「臺資なる制度はこの文書で初めて現われたもののようである。唐の戸籍では職資なる語が同じ意味に使用されている。品官者であり、職掌人（雑色人）であるために、課役が免除されている者を唐では職資と稱しているが、この職資の意味は、唐では雑役の代償を資とか資課とか課と稱するを以て、官職を以て資に當てている、官職を以て力役の代用としている。力役をば官職を以て果しているから最早やそれ以上負擔せしむる要はなく、卽ち力役免除者を指すこととなるのではないかと思う。（中略）これは尙ほ考究すべきことである」とあり、品官者が官職によって力役を免ぜられること、または職掌人が雑役によって力役を免ぜられることを、臺資または職資というもののようである。本文書では臺資の詳細は不明であるが、唐代の職資である勳官の場合をみると、勳官は二～七品の官を帶領するものであるが、種々の雑任役に就任していることは、ペリオ將來漢文文書第三五五九號等の敦煌差科簿によってあきらかである。（拙稿「唐代敦煌差科簿の研究」西域文化研究第三、四四四頁所載、第二六表參照）唐代勳官の雑任役就任は、あるいは則天武后の勳官濫授以後の

現象かもしれないが、敦煌文書のしめすところではあきらかな事實である、ひるがえって本文書の場合、ただちに唐代勳官の事例を本文書の臺資にあてはめるわけには行かないが、しかし本文書のA・B兩種文書の記事を一體のものと考える以上、臺資と雜任役の關係は不可分のものと認めざるを得ない。したがって本文書のしめす事實を承認するとせば、唐代における百姓勳官の前身ともいうべきものが、すでに西魏の臺資において認められるとせねばならない。しかしこれは今後において考究すべき課題であって、いまは本文書のしめす、事實と唐代勳官とがたまたま類似の性格をもつことを指摘するにとどめる。

(11) 魏書一〇七上・律曆志。
(12) 魏書四六・許亮傳。
(13) 周書二九・梁昕傳。
(14) 魏書四九・李翼傳。
(15) 魏書八五・文苑傳。
(16) 周書二四・盧辯傳。
(17) 周書三六・令狐整傳。
(18) 魏書一一・出帝平陽王紀。
(19) 宮崎市定・九品官人法の研究・第二篇・第五章參照。
(20) B文書の集計記事によって臺資と雜任との相互關係が考えられ、本文書における臺資は、雜任役と不可分の關係にあるものと考えたが、では一般的な役である六丁兵と雜任役とがどうちがうのかについては、一應説明しておかねばならない。

唐代における兵役は府兵で、これは戸籍では衛士となっている。これは一般的な役である歳役・雜徭とは區別さるべきものであり、雜任役とすべきものである。ところが西魏の兵役＝六丁兵は、雜任役ではない。なお本文書の六丁兵が雜任役以外のものであることについては、さきに曾我部靜雄博士が、東洋史研究一七の四、六五頁に指摘していられる。

(21) 邊寇將軍と六丁兵（庶民の丁男）との關係については、近く別稿を發表する豫定である。

(22) これについては、拙稿「西魏時代敦煌計帳戸籍に關する二、三の問題」（史林四四の二）に愚見の一端をのべておいた。

(23) 輸という語は「課見輸」の輸である。輸の用例は多くみられるが、税物に關係したものには、輸租賦（魏書一〇一、獠傳）輸租布（同上）課輸儉乏之年（魏書一一四・釋老志）租輸三等九品之制（魏書一一〇・食貨志）等がある。

(24) 劉藻は秦州刺史となる以前は岐州刺史であった。魏書一〇六下・地形志、北地郡の條によれば、岐州のおかれたのは太和一一年である。

(25) 立課の課は規準・ノルマの意である。課にノルマの意のあることは、漢書五三・景十三王傳の「不レ中レ程」とある本文の顔師古注に「程者作二之課一也。」とあるものもその一例である。

(26) このほか魏書五・高宗紀、太安四年五月壬戌の詔。同六・顯祖紀、和平六年六月乙丑詔。および同八九・酷吏、李洪之傳にみえる「課調」はいづれも調を意味するものと解される

が、いま問題としているのは「課」の一字のみをあげた場合についてであり、課調と熟したもの等についてはしばらく論外におく。

(27) 三調については、古賀登「南朝租調攷」史學雜誌六八の九、參照。

(28) このほかに、晉書三四・杜預傳にのせられた利國救邊の上言のなかに、定二穀價一。較二鹽運一。制二課調一。とあるのや、同一二七・慕容德載紀に、公避二課役一。擅爲二姦宄一。の語がみえるがこれらは課が單獨に使用されて、課だけで稅・役の意味をもつものではないから、いまは除外して考えている。

(29) 代表的なもののみをあげると、漢書八九・循吏、龔遂傳。同八、宣帝紀、地節四年九月詔。同、黃龍元年正月詔。同九九中、王莽傳。後漢書五五・卓茂傳。同六二・樊宏傳。同樊準傳。同一〇九上・儒林傳下。續漢書百官志、鄉亭の條引漢官儀。後漢書五一・李忠傳。魏志一六・吳瑾傳引魏略。吳志三・孫休傳。晉書八八・孝友傳・顏含傳。同四六・劉頌傳。同四七・傅玄傳。等によって徵し得る。

(30) 通典、食貨田制上には其丁男とある。

(31) 勸課農桑、課督農耕等の事例は、拙稿・「漢代の勸農政策」・史林四二の三、および「勸農政策と占田課田」・史林四一の二に多くの用例を擧げてあるから參照されたい。

補注。本文中、蘧寇將軍の「蘧」に艸冠のあるものとないものとの二種類があるのは、敦煌文書には艸冠があり、現行魏書にはそれがないことから生じた不統一であることを付言しておく。

『中國見聞記』補記

前號、見聞記の末尾、北京の中國歷史博物館の列品に言及して『甘肅武威縣出土の儀禮木簡（儀禮七篇が完整なる形で出た…）』と書いたのは誤解をまねきやすいが、七篇は十七篇の誤植もしくは誤記ではない。實はあれは光明日報（今年一月一八日）の『它是七篇完整的儀禮』という言葉を借用したのである。（當時の私のノートには儀禮士相見禮木簡、甘肅武威、一九五九年出土、とたったこれだけしか書いてない）ありていにいえば、詳細はすでに『文物』か何かで報道ずみ、大してニュースでもなかろうと思っていたが、必ずしもそうでないらしいので、念のため補記しておく。『考古』一九六〇・五號にすでに『甘肅武威磨咀子六號漢墓』という報告および木簡多數の寫眞が出ているが、それによると、後漢の土洞墳墓より一括出土。殆んどが木簡、竹簡は少い。完整なもの三八五片、殘簡二二五片。短簡は九片のみ、禁忌の類を記す。長簡は 54～58×0.8～1.0 cm、每片 60～80 字、每片、捆編の迹が平均して四條、かつページ數の號碼を付す。士相見 16 服傳 55 特牲餽食 49 少牢餽食 45 有司徹 73 燕禮 39 大射 101（數字は簡數）『其中僅有士相見一篇、保存完整、其餘六篇均有損失』とある。なお、光明日報今年三月一五日には同じ武威出土の但し儀禮でない木簡一〇片の摹本が出ている。

（島田虔次）

Pai-lien-chiao 白蓮教 religion, as often said, but a spontaneous association of outlaws. It sprang up as a result of the then prevailing agrarian distress and intensified social stratification in the Huai-ho region, while illicit traffic in salt constituted the organization's financial background. The failure of the movement was largely due to its narrow regionalism and clan-like exclusiveness which prevented unity within the organization. But in some uncompromising leaders (*nien-t'ou*) such as *Chang Lo-hsing* 張樂行 we find the true nature of the movement as a peasant war.

K'o 課 and 稅 *Shui* Taxes in a Tax Register of Western Wei

Genyū Nishimura

There appears the name of a household headed by a man called Liu Wên-ch'êng in the document No. 613 discovered at T'un-huang by Sir Aurel Stein. This household is classified as a *k'o-hu* 課戶, a technical term in the contemporaneous taxation terminology, while each member of the household is registered as *pu-k'o-k'ou* 不課口. The document tells us that Liu Wên-ch'êng and his wife were a *t'ai-tzu* 臺資 and a *t'ai-tzu-ch'i* 臺資妻, respectively; these names indicate that the Liu household was a *pu-k'o-hu* which was to pay a special kind of tax called *t'ai-tzu-ting-ch'uang-shui-tzu* 臺資丁床稅租. However, in fact the Lius paid the full amount of *shui* (pu-ma-tsu 布麻租) like a *k'o-k'ou* but not *shui-tsu*, and, consequently, their household was called a *h'o-hu*. Why? Liu, a *t'ai-tzu*, who was to be employed for *tsa-jên-i* 雜任役, a sort of clerical work, was still free from the job at the time of making of the tax register. It seems that at that time he paid four *shih* 石 of *tsu* instead of one; he must have paid the excess three *shih* as his *tzu-k'o* 資課 in place of being employed in the *tsa-jên-i* service.